

令和 4 年度予算案の概要 (子ども家庭局)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度予算案の概要

- 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策及び社会的養育の迅速かつ強力な推進、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備、母子保健医療対策の強化、子どもの貧困対策とひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

＜主要事項＞

第1 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

- 1 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築等

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の推進
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第4 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

第5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

<予算額>

(単位：億円)

会計区分	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算案等	増▲減額	伸び率
一般会計	4, 5 6 0	6, 2 2 0	1, 6 6 0	+ 3 6 %
うち当初予算案	4,560	4,598	+38	+ 0 . 8
うち補正予算	0	1,622	—	—
東日本大震災復興 特別会計	2 . 5	1 1 . 0	8 . 5	4 3 9 %

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 一般会計には、デジタル庁計上分を含む。

第 1 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

核家族化・共働き世帯の増加などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、家庭だけでの子育てが難しくなっており、特に未就園児を中心に、虐待等のリスクが顕在化する前の早期支援の強化が必要である。

そのため、妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

また、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組み、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

1 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築等

(令和3年度当初予算額)		(令和4年度予算案(補正含む))
214億円の内数	→	817億円の内数
		(うち補正予算 602億円)

(1) 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築

【令和3年度補正予算】

・母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円

妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

(※) 安心こども基金に計上

(2) ヤングケアラーへの支援【新規】

- ・ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組む。
- ・中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修、コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する（「ヤングケアラー支援体制強化事業」の創設）。
- ・当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する（「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」の創設）。

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))
1,732億円の内数 → 1,733億円の内数
(うち補正予算 6億円)

(1) 地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

- 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】（再掲）

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直し（1自治体当たり単価→1施設当たり単価）を図る。

(3) SNSを活用した相談支援の強化等

【令和3年度補正予算（デジタル庁一括計上）】

- 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制 1.1億円
子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各自治体（又は各児童相談所）がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。
- AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進 4.9億円
AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（設計・開発等）を実施する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和3年度当初予算額)

1,635億円の内数

→

(令和4年度予算案(補正含む))

2,450億円の内数

(うち補正予算 815億円の内数)

(1) 児童相談所の体制強化等

- 子どもの意見・意向表明(アドボケイト)について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。
また、児童相談所における第三者評価の推進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用の補助を創設するほか、一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることがないよう、これまで行ってきた通学の際の付添員の配置支援に加え、原籍校への送迎を支援するメニューを追加する。
- 児童相談所における専門人材の確保・資質向上の推進の観点から、弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置に要する費用の補助を創設するとともに、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算の創設、OJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進を図られるよう、講師やアドバイザーを研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みの創設により、児童相談所の体制強化を図る。

【令和3年度補正予算】

- 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円の内数
一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所等の整備等に当たっての補助率の嵩上げ(1/2→9/10)を行う。
(※) 安心こども基金に計上
- 要保護児童等情報共有システム改修等事業 65億円
要保護児童等に関する情報共有システムを導入するに当たり、自治体の既存システムを情報共有システムと連携させるために必要となる改修等の費用について、補助を行う。
- 児童相談所等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談支援事業、一時保護所等における医療連携体制強化事業 66億円の内数
児童相談所等におけるICT化や、一時保護所において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費や、宿泊施設の借り上げ費用等について補助を行う。

(2) 市町村における取組の充実

- ・ 市町村における支援体制の強化に向けて、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、引き続き、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を行う。

【令和3年度補正予算】

- ・ 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円の内数
家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施するための補助を行う。
(※) 安心こども基金に計上
- ・ 子ども家庭総合支援拠点等におけるICT化推進事業 4.2億円の内数
子ども家庭総合支援拠点におけるICT化を推進し、用務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和3年度当初予算額)

1,636億円の内数

→

(令和4年度予算案(補正含む))

2,446億円の内数

(うち補正予算 809億円の内数)

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

- 子どもの最善の利益の実現のため、令和2年度より、都道府県等における社会的養育推進計画に基づく里親等への委託の推進に向けた取組等を進めているが、「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」とする目標等を踏まえ、更なる取組の強化を行う必要があることから、以下のとおり、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。
 - ◆ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
 - ◆ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設。（経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能）
 - ◆ 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設。
 - ◆ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直し。
- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業（モデル事業）について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大するほか、特別養子縁組を行った当事者同士やあっせんを行った機関等の交流等に取り組む。
- 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、事務費に「法的問題対応加算」を設け、弁護士の嘱託費用等を補助する。
- 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護魅力発信等事業」を創設するとともに、児童養護施設等における児童相談所OB等の雇上げや、児童養護施設等職員の相談支援体制の構築を支援する。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進

- ・ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要なとなる権利金や前払地代などの一時金の一部を補助する。
- ・ 社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても児童入所施設措置費等国庫負担金において実施する。

【令和3年度補正予算】

- ・ 社会的養護従事者処遇改善事業 36億円

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護関係施設の職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施する。

- ・ 児童養護施設等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談・支援事業、児童養護施設等における医療連携体制強化事業 66億円の内数
令和2年度補正予算に引き続き、児童養護施設等におけるICT化や、感染対策に伴うかかり増し経費、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等の補助を実施する。

- ・ 児童養護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化 39億円の内数
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。
また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

(3) 自立支援の充実

- ・ 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援に関する取組を強化するため、以下のとおり、社会的養護自立支援事業の拡充を図る。
 - ◆ 自立支援を行う機関において、コーディネーターの配置を促進するため、取組状況に応じて補助員の配置等に要する費用の加算を創設するとともに、1つの自治体に複数名配置出来るよう補助単価を見直す。
 - ◆ 医師の配置促進や、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、医療連携支援に関する補助を拡充する。
 - ◆ ハローワーク等の就労支援機関への同行支援等の取組を強化するため、就労相談支援に関する補助を拡充する。
 - ◆ 身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から措置解除等から5年以内の者まで拡大する。

【令和3年度補正予算】

- ・ 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円の内数
都道府県等が各地域においてケアリーバーの実態調査やヒアリング、関係機関との連絡会議など、ケアリーバーの自立支援を行う上で必要な実態把握等を行うための補助制度を創設する。
(※) 安心こども基金に計上
- ・ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 2.1億円
施設退所者等に対して、自立支援のため、家賃相当額の貸付けや生活費の貸付け、資格取得費用の貸付けを行っており、施設退所時に申請することとしているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和3年度当初予算額)

969億円の内数

(令和4年度予算案(補正含む))



1,640億円の内数

(うち補正予算 671億円)

- できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25～44 歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

（１）保育の受け皿整備【一部新規】

- ・ 「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。

【令和3年度補正予算】

- ・「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 467億円
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。
- ・保育所等における感染症対策のための改修整備 1.5億円
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。
- ・保育所等の耐災害性強化 39億円
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策

- ・ 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。
- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（9年→8年）を行う。

【令和3年度補正予算】

- ・ 保育所等におけるICT化推進等事業 18億円

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

- ・ 保育士修学資金貸付等事業 31億円

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

(3) 多様な保育の充実

- ・ 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。
- ・ 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

【令和3年度補正予算】

- ・ 保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 113億円

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

- ・ 保育所等における感染症対策のための改修整備等 2.0億円

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要な経費を支援する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等について、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要となる改修費や移転費等を支援する。

(5) 児童館における子育て支援等の取組の推進【一部新規】

- ・ 児童館の機能強化を図るため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施、横展開が可能になるような好事例集の作成を行う「児童館における健全育成活動等開発事業」を創設する。

2 子ども・子育て支援新制度の推進（一部社会保障の充実） ※一部を除き、内閣府予算に計上

(令和3年度当初予算額) (令和4年度予算案(補正含む))
3兆2,070億円の内数 → 3兆3,301億円の内数
(うち補正予算 975億円)

(1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

- ・ 「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

<令和4年度予算案における主な充実事項>

◇保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（※）を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

（※）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

<令和4年度予算案における主な充実事項>

・利用者支援事業

基本型を実施する事業所が、一体的相談機関（母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関）と連携するために必要な経費を支援する。

・放課後児童クラブ

- 認可保育所の保育士等と同様に、放課後児童クラブの放課後児童支援員等についても処遇改善を実施する。
- 「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
 - ① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充。
 - ② 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

※ 地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当（928億円）

【令和3年度補正予算（内閣府計上）】

・教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 899億円の内数

保育士等と同様に、放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を令和4年2月から実施する。

※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

・地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策にかかる支援 65億円の内数

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。

・放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 65億円の内数

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要となる経費について補助を行う。

ウ 重層的支援体制整備事業（厚生労働省に計上）

重層的支援体制整備事業を実施する市区町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

- ・ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

（２）放課後児童クラブの受け皿整備（一部社会保障の充実）

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023 年度末までに約30 万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き、施設整備費の補助率嵩上げ（公立の場合：1/3→2/3）を行う。

【令和3年度補正予算（内閣府計上）】

- ・ 放課後児童クラブの整備促進 12億円

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

（３）企業主導型による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- ・ 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

（４）児童手当の支給

- ・ 家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

3 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度予算案(補正含む))

159億円の内数

→

276億円の内数

(うち補正予算 121億円)

- すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直し(1自治体当たり単価→1施設当たり単価)を図る。
- ・ 新たに両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品(屈折検査機器等)の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を創設する。
- ・ 都道府県等が実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査(NIPT)に係る専門的な相談対応及び性や妊娠に係る啓発等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。
- ・ このほか、若年妊産婦等への支援、多胎妊娠の妊婦健康診査費用や出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用の助成、新生児聴覚検査の推進体制の整備などについて、引き続き実施する。

【令和3年度補正予算】

- ・ 産後ケア事業を行う施設整備の促進 23億円
出産後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開に向け、施設整備に係る国庫補助率を引き上げ(国1/2相当額→2/3相当額)、設置を促進する。
- ・ 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業 0.4億円
職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するため、かかり増し経費等への補助を行い、産後ケア事業を行う施設における感染防止の取組を支援する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 30億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援や健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を行う。

(2) 不妊症・不育症への支援

- ・ 既に保険適用されている検査の保険診療としての実施を促すとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成を行う。
- ・ 不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センター(再掲)へのカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において、生殖補助医療法(令和3年3月施行)に基づく不妊治療等に関する広報啓発やピアサポーター等の研修を実施する。

【令和3年度補正予算】

- ・ 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援 67億円

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。

(※) 安心こども基金に計上

(3) 予防のための子どもの死亡検証体制整備【一部新規】

- ・ 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。
- ・ また、令和4年度においては、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを新たに整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(4) 出生前検査認証制度等に関する広報啓発【新規】

- ・ NIPT等出生前検査の適切な運用に資するよう、自治体における妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。

(5) 成育基本法に基づく取組の推進

- ・ 成育基本法(令和元年12月施行)及び成育医療等基本方針(令和3年2月閣議決定)を踏まえ、従来までの「健やか親子21(第2次)」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法等に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。

第 4 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。

また、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善や、関係機関の連携・NPOとの協働による支援等を推進する。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和3年度当初予算額)	(令和4年度予算案(補正含む))
1,756億円の内数	→ 1,817億円の内数
	(うち補正予算 24億円)

(1) 支援につながるための取組

- ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応に必要な費用の補助を実施する。
- ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- 母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助を実施する。
- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや動画などによる研修ツールを作成し、相談員の専門性の向上及びひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。
- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。
- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。
- 自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、住居の借り上げに必要な資金の貸付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

【令和３年度補正予算】

・ひとり親家庭等相談支援体制強化事業 1.6億円

ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。

・子どもの生活・学習支援事業 0.5億円

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 22億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。

（２）就業支援

- ・ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和４年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金について一定の要件を満たす場合にその上限額の引上げを図る。
- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善する。

（３）養育費確保及び面会交流支援

- ・養育費等相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。
- ・母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。
- ・養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための親支援講座の実施、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に行うモデル事業を実施する。

- ・ 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

(4) 経済的支援

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定に寄与するため、児童扶養手当を支給する。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金による子どもの修学に必要な資金等の貸付けを行う。

2 困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度予算案(補正含む))

236億円の内数

→

343億円の内数

(うち補正予算 105億円の内数)

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の充実【一部新規】

- ・ 婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、困難な問題を抱える女性への支援を展開する地域のNPO等の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員の新たな配置又は心理療法担当職員の加配を行う。
- ・ 婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。
- ・ 関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。
- ・ 多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題の現状に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する自治体に対する補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」を創設する。
- ・ 「若年被害女性等支援事業」について、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修受講の促進、居場所支援における夜間の生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行うことで、民間団体による困難な問題を抱える女性への支援体制の更なる強化を図る。

【令和3年度補正予算】

- ・ 婦人相談所等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談・支援事業、一時保護所等における医療連携体制強化事業 66億円の内数

令和2年度補正予算に引き続き、婦人保護所等におけるICT化や、感染対策に伴うかかり増し経費、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等の補助を実施する。

- ・ 婦人保護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化 39億円の内数

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

(令和 3 年度当初予算額) (令和 4 年度予算案)
2. 5 億円 → 1 1 億円

- 東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく、施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。
- ※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

(令和 3 年度当初予算額) (令和 4 年度予算案)
1 2 5 億円の内数 → 1 1 5 億円の内数
※被災者支援総合交付金の内数

- 東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進に関する令和4年度予算案（令和3年度補正予算）のポイント

I 子育て家庭への包括的支援体制の構築等

妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、支援が必要な子育て家庭等に対する家庭・養育環境の支援の充実を図ることにより、包括的な支援体制の構築を推進する。また、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

- 妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐため、**母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を構築**する。また、家事・育児等に不安を抱える家庭等（ヤングケアラーを含む）に対する**家事・育児支援**や家庭や学校に居場所のない子どもに対する**居場所支援**、ペアレントトレーニング等の**保護者支援**等の事業を創設するとともに、子育て短期支援事業等の**レスパイト支援の充実**等を図る。（令和3年度補正予算）
- ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、**中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上**に取り組むとともに、**自治体による実態調査や研修**を支援する。さらに、**コーディネーターの配置やピアサポート**など自治体の先進的な取組を支援する。また、**当事者団体や支援団体のネットワークづくり**を支援する。

II 児童虐待防止対策

児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

- 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携した、**地域における子どもの見守り体制の強化**を支援する。
- 子どもの意見・意向表明（アドボケイト）事業の**実施要件を柔軟化**するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う**専任の職員の確保**を推進。
- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を引き続き図る。
- 一時保護所の定員超過を解消するための整備等の**補助率高上げ**。（令和3年度第1次補正予算）
- SNSを活用した**全国一元的な相談支援体制**の構築等の強化、「要保護児童等に関する情報共有システム」に基づく自治体間の円滑な**情報共有のための体制整備**、**AIを活用した緊急性の判断に資するツール開発**の促進を図る。（令和3年度第1次補正予算）等

III 社会的養育支援

特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の体制強化など更に推進する。

- 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく**補助率の嵩上げ**や、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組の支援**等を引き続き実施する。
- 新規の里親家庭に**経験豊富な里親を派遣**して養育支援を実施する。
- 児童養護施設等における**児童相談所OB等の雇上げ**や、児童養護施設等職員の**相談支援**を実施する。
- 児童養護施設等の魅力等を発信するため、**学生向けの広報啓発活動**や、**各施設等での職場体験**等を実施する。
- 特別養子縁組を行った**当事者同士**や、あっせんを行った**機関等の交流**等に取り組む。
- 施設退所者等（ケアリーバー）への支援を行う**コーディネーターの配置**や、**都道府県等による実態把握等の補助制度を創設**する。（都道府県等による実態把握等：令和3年度第1次補正予算）
- 社会的養護関係施設の職員の**処遇改善**を実施する。等

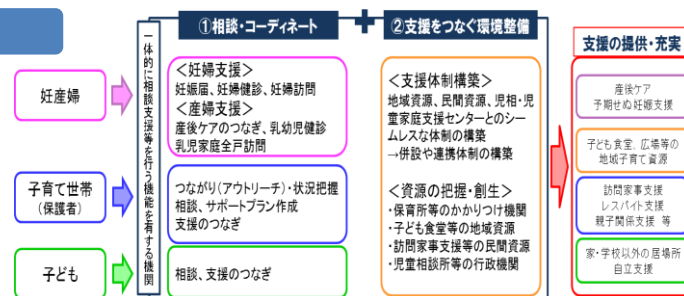
目 的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進
【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進
【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進
【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



(訪問家事育児支援)



(親子関係形成支援)



(子どもの居場所支援)

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



(支援の必要性の高い妊産婦の支援)



(社会的養護経験者の自立支援)

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

令和4年度予算案における児童虐待防止対策関連予算（概要）

- ◆ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加し、令和2年度には約20万件となっているほか、痛ましい事件が後を絶たず、対策の強化が急務。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月関係府省庁連絡会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）など、累次の対策が講じられているところであり、これらの対策を着実に実施していく。
※令和3年度補正予算含む

児童虐待の発生予防・早期発見

◇地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行い、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

◇妊産婦への支援の推進

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

◇子育て世代包括支援センターの全国展開、子ども家庭総合支援拠点の設置促進

年々増加する児童虐待の対応にあたり、虐待の発生予防、早期発見の重要性が高まっていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターや新プランに基づく子ども家庭総合支援拠点の設置を進める。

◇SNSを活用した相談支援の強化等【令和3年度補正予算】

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築等の強化を図る。

児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

◇子どもの権利擁護の推進【拡充】

子どもの意見・意向表明（アドボケート）について先進的な取組を行う自治体への支援や、児童相談所への第三者評価の受審の推進、一時保護中の児童の原籍校への送迎支援を図る。

◇一時保護所の定員超過の改善【令和3年度補正予算】

一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所等の整備等に当たっての補助率を嵩上げする。

◇専門人材の確保・資質向上の推進【拡充】

弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置支援、研修等に当たっての外部人材の活用促進を図る。

◇要保護児童等に関する情報共有システムの整備【令和3年度補正予算】

「要保護児童等に関する情報共有システム」を活用した自治体間の円滑な情報共有のための体制整備の促進を図る。

◇AIを活用した全国統一ツールの開発促進【令和3年度補正予算】

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

※ヤングケアラーへの支援については、来年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

※このほか、家庭養育の推進や自立支援の充実等については、平成28年改正児童福祉法の理念や骨太の方針を踏まえ、里親支援等や措置解除者に対する支援についての更なる拡充を図ることとしている。

- ・児童入所施設措置費等1,360億円
- ・里親制度等広報啓発事業2.1億円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・社会的養護魅力発信等事業（新規）20百万円

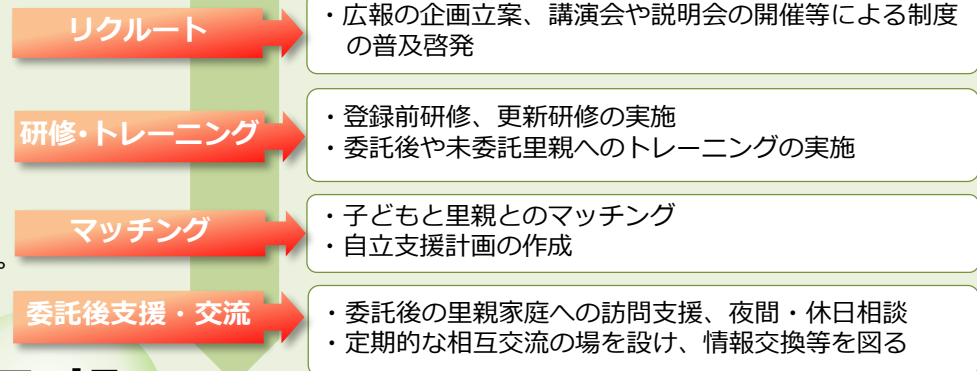
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業381億円の内数
- ・里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業34百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

I 包括的な里親養育支援体制の構築

里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<取組内容>

- ・令和6年度末までの集中取組期間における**補助率の嵩上げ（1/2→2/3）**を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
- ・新規登録里親へ**経験豊富な里親を派遣して養育支援**する取組を創設。
- ・里親家庭の**一時的な休息（レスパイト）への支援**の強化。
- ・自立支援担当職員の**補助単価の見直し**（事業費を追加）。等



II 特別養子縁組の推進

民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や第三者評価受審費用等への助成等を実施。

<取組内容>

- ・年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を**一般事業化**し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大。
- ・特別養子縁組を行った**当事者同士や**あっせんを行った**機関の交流**等に取り組む。等

里親

養子縁組

施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

児童養護施設や乳児院等の施設において、「小規模かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転換」に関する取組等を推進。

<取組内容>

- ・小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和6年度末までの集中取組期間における整備費の**補助率の嵩上げ（1/2→2/3）**を実施するとともに、定期借地権設定のための**一時金の一部を補助**。等

IV 自立支援の充実

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）に到達したことにより措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。

<取組内容>

- ・**コーディネーターの配置**に対する補助の拡充のほか、**医療機関や就労支援機関への同行支援**等を行うための補助を拡充。
- ・施設退所者等の**実態把握等を進める**とともに、自立支援のための体制整備を促進する。
- ・施設退所後の生活費等や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、**退所後5年まで延長**。等

※ 施設退所者等の実態把握等及び施設退所後の貸付は令和3年度第1次補正予算において措置。

自立支援

上記のほか、社会的養護関係施設の職員に対する**処遇改善（3%程度（月額9,000円）引上げ）**を令和3年度補正予算及び令和4年度予算案において措置。また、令和2年度補正予算に引き続き、ICT化、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を令和3年度補正予算において措置。

別添5 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備・保育人材の確保等

保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進。（※1）
- 新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援。（※1） など

保育人材確保のための総合的な対策

- 保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直し。
- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援。（※2）
- 指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増し。（※1） など

多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）とともに、看護師等を複数配置する場合の加算を創設。
- 老朽化した備品や設備の更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和。
- 保育所等における感染対策に伴うかかり増し経費、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等に必要な経費を支援。（※2） など

認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援。
- 認可外保育施設が設備面において認可保育所の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援。 など

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定



子育て世代包括支援
センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



性と健康の相談センター事業等

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じて切れ目のない支援を実施する。

不妊症・不育症への支援

不妊症検査費用の助成とともに、相談支援の充実を図るため関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点としたカウンセラー配置等を推進する。

妊娠・出産包括支援事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、新たに、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図るとともに、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。また、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進する。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援する。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業等

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関の連絡調整、データ収集及び整理、多機関等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するほか、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県に対する技術的支援を実施する。また、ポータルサイトの運用や予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- ◆ 「子供の貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。
- ◆ 多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、相談から保護、自立に至るまでの支援の充実・強化を図る。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○母子家庭等対策総合支援事業

◇ I T 機器等を活用した相談支援体制の強化【令和 3 年度補正予算】

令和 2 年度補正予算に引き続き、S N S による相談支援など I T 機器等の活用を始めとしたワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。

◇ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【拡充】

ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置等、休日・夜間の相談対応に必要な費用の補助を実施する。

◇子どもの生活・学習支援事業【令和 3 年度補正予算】

感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を実施する。

◇ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業【令和 3 年度補正予算】

困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）を公募し、その取組に要する経費を助成する。

◇母子家庭等自立支援給付金事業【拡充】

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和 4 年度も継続するとともに、自立支援教育訓練給付金の上限額を引上げる。

◇高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、支給方法を見直す。

◇離婚前後親支援モデル事業

離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うなど、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

○養育費等相談支援センター事業

養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。

困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

○婦人保護施設措置費【拡充】

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。

また、婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

○児童虐待・DV対策等総合支援事業

◇婦人相談員活動強化事業【拡充】

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

◇民間団体支援強化・推進事業【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開する N P O 法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

◇若年被害女性等支援事業【拡充】

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

◇困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に要する費用を補助する。